

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

ページ

告 示

- 自動車専用道路の指定(三六四・道路課)……………1
- 道路の供用開始(三六五・道路課)……………1

一 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分

道路の種類	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道 百五号		由利本荘市大谷字鍋倉二六番三から米坂字大平沢一五四番二一まで	一四・五〇〃一四・〇〇	一・二四五
		由利本荘市米坂字米の沢三八番一から字家ノ前一九九番まで	一五・〇〇〃七八・〇〇	〇・四〇二

- 二 指定する期日 平成十九年七月十三日
- 三 指定する道路の部分を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路課
 - (二) 期間 平成十九年七月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第三百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年七月十三日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
-------	-----	-------	-----	-------------	------------

- 道路区域の変更(三六六、三六七・道路課)……………1

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定(情報企画課)……………2
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 二件(地域活動支援室)……………2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)……………3
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………3
- 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施 五件(総務事務センター)……………3
- 秋田県教育委員会給与支払システム・小中学校旅費支払システムの借入に係る企画提案書の提出(教育庁総務課)……………7

告 示

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(教育庁総務課)……………9
- 平成十九年度秋田県職員採用試験公告 三件……………9
- 平成十九年度警察官採用試験公告……………12

秋田県告示第三百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成十九年七月十三日

秋田県知事 寺田典城

道路の区分をいう。

- 二 供用開始の期日 平成十九年七月十三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路課
 - (二) 期間 平成十九年七月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第三百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年七月十三日

秋田県知事 寺田典城

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する

道路の種類	路線名	区 間
国 道 百一号		A 山本郡八峰町八森字塚の台五四番一七地先から字浜田一二三番二地先まで
		B 山本郡八峰町八森字塚の台五四番一七地先から字浜田一二〇番三地先まで

一般国道	
新	旧
三百四十一号	三百四十一号
	鹿角市八幡平字長嶺三五番二から字西館一一番一まで
	〃
一四・〇〇〇三九・四〇	一四・〇〇〇三九・四〇
一四・〇〇〇三九・四〇	〇・一三八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十九年七月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第三百六十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年七月十三日
 秋田県知事 寺田典城

県道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	秋田男鹿自転車道線	秋田男鹿自転車道線		男鹿市脇本脇本字七沢三二番二地内	三・〇〇〇九・五〇	〇・六一六
	秋田男鹿自転車道線	秋田男鹿自転車道線		男鹿市脇本脇本字七沢三二番二地先から三二番二まで	二・〇〇〇六・〇〇	〇・五一五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十九年七月十三日から同月二十六日まで

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。
 平成十九年七月十三日

- 一 落札に係る貸借物品名及び数量 秋田県知事 寺田典城
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 パーソナルコンピュータ 四千四百四十台 秋田県学術国際情報企画課 秋田県秋田市山王三丁目一番一
- 三 落札者を決定した日 平成十九年五月九日
- 四 落札者の名称及び住所 株式会社アイシーエス秋田支店 秋田県秋田市山王二丁目一番五十四号

五 落札金額 月額 六百三十三万五千五百円
 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 七 一般競争入札の公告を行った日 平成十九年三月三十日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年七月十三日

- 一 申請のあった年月日 平成十九年六月二十一日 秋田県知事 寺田典城
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 Friends of IFA Japan 特定非営利活動法人 Friends of IFA Japan
- 三 代表者の氏名 穂積 恒
- 四 主たる事務所の所在地 秋田県秋田市外旭川字三後田百四十二

五 定款に記載された目的 この法人は日本と世界の橋渡し役として、広く国内の一般市民を対象に、高齢化問題に関する世界の情報を紹介、啓発、普及するとともに、日本の状況、意見等を海外へ発信し、また、高齢化問題について提言や啓発活動を行うために、高齢化問題に取り組む他の組織と連携・協力を進めることによって、活力ある高齢化に向けた国内外の、世代を超えた取り組みに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年七月十三日

- 一 申請のあった年月日 平成十九年六月二十九日 秋田県知事 寺田典城
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人「浦城」の歴史を伝える会
- 三 代表者の氏名 北嶋 雄一
- 四 主たる事務所の所在地

秋田県南秋田郡八郎潟町一日市百十五番地一 児玉医院歯科

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民を対象とし、戦国時代に湖東地区を治めた三浦一族の城「浦城」の歴史と文化を後世に正しく伝承し、また、浦城社周辺の自然を保全管理する事業等を行い、併せて、町おこしに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年七月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あんず

三 代表者の氏名

藤嶋 照明

四 主たる事務所の所在地

秋田県北秋田市旭町十三番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者及びその他の障害者に対して、社会復帰を推進するため、生活指導・作業指導などを通して就労支援を行い、障害者の地域での自立に寄与することを目的とする。

六 定款の変更内容

(一) 事業の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市麓西土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年七月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

大館市比内前田字前田二十五番地

本宮字八兵工岱九十六番地三

大子内字三ツ梨六十一番地一

比内前田字前田三十七番地一

杉沢字屋布二十三番地

加賀谷敬孝

富樫 安民

齋藤 良作

芳賀 良一

武田 重悦

大館市本宮字熊ノ下六番地

比内前田字前田二十八番地

本宮字熊ノ下六十五番地

比内前田字前田二十番地

大子内字羽立三十六番地

就任理事の住所及び氏名

大館市比内前田字前田二十五番地

本宮字八兵工岱九十六番地三

大子内字三ツ梨六十一番地一

比内前田字前田三十七番地一

杉沢字屋布二十三番地

本宮字熊ノ下六番地

比内前田字前田二十八番地

本宮字熊ノ下六十五番地

比内前田字前田二十番地

大子内字羽立三十六番地

就任理事の住所及び氏名

大館市比内前田字平馬下段九十四番地一

本宮字外田二十一番地

大子内字羽立六十二番地

就任理事の住所及び氏名

大館市比内前田字平馬下段九十四番地一

本宮字外田二十一番地

大子内字羽立百四十三番地一

富澤 寿

芳賀 忠司

小沢 信一

芳賀 保

渡邊 幸明

齋藤 俊治

芳賀 佐助

富澤 正雄

齋藤 俊治

芳賀 佐助

富澤 正雄

武田喜代一

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、男鹿市福川土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年七月五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年七月十三日

秋田県知事 寺田典城

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

ロータリー除雪車(二・六メートル級) 二台

(一) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(二) 納入期限

平成十九年十一月二十日(火)

(三) 納入場所

県の別途指定する場所

(四) 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(一) ②の資格に係る申請

(一) ②の資格のない者が調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。(一)により平成十九年八月八日(水)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができ。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇

一七四三)

(二) 調達システム (<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>) に

り契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年七月十三日(金)から平成十九年八月二十二日(水)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

(四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成十九年七月十三日(金)から平成十九年八月二十二日(水)までの期間、調達システムにより利用することができる。

四 入札執行の日時及び場所
平成十九年八月二十九日(水) 午後一時三十分
秋田県出納局総務事務センター

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号) 第六十六条から第六十六条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

四 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否

要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他
詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。
概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 2 Rotary Snowblows (26 meter wide class)

2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 29 August, 2007

3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan
TEL 018-860-2743

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六十六条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十九年七月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

除雪トラック(七トン級) 三台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(三) 納入期限

平成十九年十一月二十日(火)

(四) 納入場所

県の別途指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられた

ファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号) 第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(一) ②の資格に係る申請

(二) ②の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するもの(以下「。))により平成十九年八月八日(水)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一七四三)

(二) 調達システム (<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTopdo?method=initdisplay>) により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年七月十三日(金)から平成十九年八月二十二日(水)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

(四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成十九年七月十三日(金)から平成十九年八月二十二日(水)までの期間、調達システムにより利用することができる。

四 入札執行の日時及び場所

平成十九年八月二十九日(水) 午後一時三十分
秋田県出納局総務事務センター

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号) 第六十六条から第六十六条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。
- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
- 四 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
- (六) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。
- 七 概要
Summary
1 Nature and quantity of item to be purchased : 2 Snowplows (7 ton class)
2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 29 August, 2007
3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan
TEL 018-860-2743

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十九年七月十三日

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量
除雪グレーダー(四メートル級G一、G二) 二台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (三) 納入期限
平成十九年十一月二十日(火)
- (四) 納入場所
県の別途指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
(一) 入札に参加する者に必要な資格
(1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
(3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
(4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
(二) (2)の資格に係る申請
(1) (2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。)により平成十九年八月八日(水)までに申請すること。
ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。
- 三 契約条項を示す場所等
(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一七四三)

- (二) 調達システム (<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTopdo?methodName=initdisplay>) により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年七月十三日(金)から平成十九年八月二十二日(水)までの期間、(一)の場所において随時交付する。
- (四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成十九年七月十三日(金)から平成十九年八月二十二日(水)までの期間、調達システムにより利用することができる。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十九年八月二十九日(水)午後一時三十分
秋田県出納局総務事務センター
入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。
- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要

- (六) 提出書類等
 - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
 - 詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 2 Snow Removing Motor Graders (4 meter wide class G1, G2)
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 29 August, 2007
- 3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan
TEL 018-860-2743

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十九年七月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
凍結防止剤散布車（三トﾝ級） 四台
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
 - (三) 納入期限
平成十九年十一月二十日（火）
 - (四) 納入場所
県の別途指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る

る入札説明書の交付を受けていること。

- (4) 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
- (二) 資格に係る申請
 - (一) 資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成十九年八月八日（水）までに申請すること。
 - ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局総務事務センター（電話番号〇一八八六〇一七四三）
- (二) 調達システム (<http://www.itemsupply.pref.akita.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>) にあり契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年七月十三日（金）から平成十九年八月二十二日（水）までの期間、(一)の場所において随時交付する。
- (四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成十九年七月十三日（金）から平成十九年八月二十二日（水）までの期間、調達システムにより利用することができる。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十九年八月二十九日（水）午後二時三十分

五 秋田県出納局総務事務センター
入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 契約書作成の要否

要

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 4 Material Spreaders (3 ton class)
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 29 August, 2007
- 3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan
TEL 018-860-2743

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十九年七月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
除雪トレーザ(十三トン級) 二台
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
 - (三) 納入期限
平成十九年十一月二十日(火)
 - (四) 納入場所
県の別途指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
(1) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのもの)に限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
 - (二) (2)の資格に係る申請
(一) (2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのもの)に限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。(一)により平成十九年八月八日(水)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一七四三)
- (二) 調達システム (<http://www.itemsupply.pref.akita.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=iniDisplay>) により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年七月十三日(金)から平成十九年八月二十二日(水)までの期間、(一)の場所において随時交付する。
- (四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成十九年七月十三日(金)から平成十九年八月二十二日(水)までの期間、調達システムにより利用することができる。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十九年八月二十九日(水)午後一時三十分
秋田県出納局総務事務センター
五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六百六十六条から第六百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。
 - (三) 入札の無効
秋田県財務規則第六百六十六条に規定するところによる。
 - (四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

七 概要

- (一) 契約書作成の要否 要
 - (二) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。
 - (三) その他
詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。
- 概要
Summary
1 Nature and quantity of item to be purchased : 2 Snow Removing Wheel Type Loaders (13 ton class)
2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 29 August, 2007
3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan
TEL 018-860-2743
- 秋田県教育委員会給与支払システム・小中学校旅費支払システムの借入に係る企画提案書の提出を求め、次のとおり公告する。
平成十九年七月十三日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 企画提案書の提出を求める事項
 - (一) 借入物品の名称及び数量
秋田県教育委員会給与支払システム・小中学校旅費支払システム 一式
 - (二) 借入物品の仕様等
別に定める企画提案競技実施要綱等による
 - (三) 契約期間
平成十九年九月下旬(契約締結日)から平成二十六年三月三十一日
 - (四) 借入物品の設置期限
平成二十一年一月三十一日
 - (五) 借入物品の設置場所
別途指定する場所

二 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者で、企画提案書を提出することができる者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を有すると秋田県知事に認定されたものとする。

- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
(二) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
(三) 秋田県税及び社会保険料に滞納がない者であること。
(四) 過去五年以内に国又は地方公共団体から本業務と同種の業務の元請けとして受託実績（借入物品形態以外の業務システムの構築業務も含む。）があること。但し、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率二十パーセント以上のものに限るものとする。
(五) 本業務を遂行するために必要な受託体制（業務経験を有する専任技術者配置等）を講じることができる者であること。
(六) 秋田県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。
(七) 次に掲げるすべての要件を満たす法人（以下「地元企業」という。）と共同企業体を構成できる者であること。（但し、自らが地元企業に該当する場合は除く。）
(1) 秋田県内に本社があり、かつ、主たる営業拠点を県内に有している者
(2) 秋田県内の営業拠点において、県内に住所を有する従業員雇用比率が過半以上の者
(六) 前記(七)の共同企業体を構成する地元企業と他の法人は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条に規定する親会社及び子会社または同一の親会社を持つ会社関係に相当するものでないこと
(ウ) 本公告の物品を第三者をもって貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をもって貸付けできる能力を有することを証明できる者であること。
(一) 参加資格の認定申請
(二) 参加資格の認定申請
(三) 参加資格の認定申請
(四) 企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に参加資格確認申請を行い、参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる事項を記載した提案参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）一部
ア 住所又は所在地、氏名又は名称法人その他の団体にあつては代表者の氏名並びに電話番号等（企業連合体での共同提案については、責任社を明確にし、提案社名を連名で記載するとともに、その事実を証明する協定書等の写しを添付すること。）
イ 申請の日における資本状況及び従業員数等
ウ 過去五年以内に、同種業務システムの構築業務を受託し、かつ、これらを誠実に履行した実績（国及び地方公共団体を対象とするものに限る。）の内容等
エ 受託組織体制、本業務に従事させることができる技術者の資格及び経験等
オ 本公告の物品を自ら又は第三者をもって貸し付けできる能力を有することの証明等
提出方法
持参又は郵送すること。
提出期間
平成十九年七月十三日（金）から同月二十七日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時まで必着）とする。なお、提出後における申請書の追加及び変更は認めない。

四 企画提案書の提出手続

から七日以内に書面により回答する。
(一) 提出書類
次に掲げる事項を記載した企画提案書（A四判縦長用紙、横書き、左とじ）十部（正本一部及び副本九部）
(1) 業務全体の理解度に関する事項
(2) 業務システム実現に必要な要件に関する事項
(3) 業務履行に必要の要件に関する事項
(4) 提案者に求める必要な要件に関する事項
(5) 借入及び運営に要する経費に関する事項
提出方法
持参し、又は郵送すること。
提出期間
平成十九年八月六日（月）から同月三十一日（金）まで（休日を除く。）の午前九時から午後五時まで（郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時まで必着）とする。なお、提出後における提案書の追加及び変更は認めない。
(四) 提出場所
三の(一)の(4)に同じ
五 最優秀提案者の選定等
(一) 選定に関し審査する事項
企画提案書を提出した者のうち最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。
(1) 業務全体の理解度に関する事項
(2) 業務システム実現に必要な要件に関する事項
(3) 業務履行に必要の要件に関する事項
(4) 提案者に求める必要な要件に関する事項
(5) 借入及び運営に要する経費に関する事項
(二) 選定方法
企画提案書を対象として審査を行い、最も優れた提案を行った提案者を決定する。
(三) 選定の時期
選定は、平成十九年九月二十八日（金）までに行う。
(四) 選定結果の通知
選定結果については、書面により速やかに通知する。
(五) 選定されなかった提案者に対する理由の説明
選定されなかった提案者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(四)による通知を受けた日から七日以内に、

- (2) 説明を求めた者に対しては、(1)の書面の提出があつた日に提出しなければならない。
(3) 提出場所
郵便番号〇一〇一八五八〇 秋田市山王三丁目一番一号
秋田県庁第二庁舎七階
秋田県教育庁総務課 電話〇一八八六〇一五二二二
(二) 参加資格の認定の時期
平成十九年八月上旬
(三) 参加資格の認定の結果の通知
参加資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。
(四) 参加資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明
提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(三)による通知を受けた日から七日以内に、説明を求めめる旨を記載した書面を(一)の(4)の場所に提出しなければならない。
(2) 説明を求めた者に対しては、(1)の書面の提出があつた日

- (一) 提出書類
次に掲げる事項を記載した企画提案書（A四判縦長用紙、横書き、左とじ）十部（正本一部及び副本九部）
(1) 業務全体の理解度に関する事項
(2) 業務システム実現に必要な要件に関する事項
(3) 業務履行に必要の要件に関する事項
(4) 提案者に求める必要な要件に関する事項
(5) 借入及び運営に要する経費に関する事項
提出方法
持参し、又は郵送すること。
提出期間
平成十九年八月六日（月）から同月三十一日（金）まで（休日を除く。）の午前九時から午後五時まで（郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時まで必着）とする。なお、提出後における提案書の追加及び変更は認めない。
(四) 提出場所
三の(一)の(4)に同じ
五 最優秀提案者の選定等
(一) 選定に関し審査する事項
企画提案書を提出した者のうち最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。
(1) 業務全体の理解度に関する事項
(2) 業務システム実現に必要な要件に関する事項
(3) 業務履行に必要の要件に関する事項
(4) 提案者に求める必要な要件に関する事項
(5) 借入及び運営に要する経費に関する事項
(二) 選定方法
企画提案書を対象として審査を行い、最も優れた提案を行った提案者を決定する。
(三) 選定の時期
選定は、平成十九年九月二十八日（金）までに行う。
(四) 選定結果の通知
選定結果については、書面により速やかに通知する。
(五) 選定されなかった提案者に対する理由の説明
選定されなかった提案者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(四)による通知を受けた日から七日以内に、

説明を求める旨を記載した書面を三の(一)の(4)の場所に提出しなければならぬ。

(2) 説明を求めた提案者に対しては、(1)の書面の提出があった日から七日以内に書面により回答する。

六 公告業務に関する説明書の交付期間及び交付場所

(一) 説明書の交付期間

平成十九年七月十三日(金) から同年七月二十七日(金)まで(休日を除く。)の午前九時から午後五時まで

(二) 交付場所

三の(一)の(4)のと同じ

七 参加資格及び現場説明会

参加資格の認定手続に係る説明会は実施しない。現場説明会は、以下の日時で実施する。

(一) 日時

平成十九年七月二十日(金) 午前十時三十分から

(二) 場所

秋田県庁本庁舎七階七十三会議室

八 その他

(一) この公告に係る手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨

(二) 提出された企画提案書は、返却しない。

(三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

(四) 最優秀提案者の選定に際して、提案者に対して企画提案書の内容について説明を求めることがある。

(五) 借入物品の仕様等の説明資料の交付にあたっては、機密情報保持誓約書の提出を求める。

(六) 問い合わせ先

秋田県教育庁総務課 電話〇一八—八六〇—五二二二

九 概要

Summary

(1) Subject matter

Proposals for lease of payroll system and travel expenses payment system to elementary and junior high schools to Akita Prefecture Board of Education

(2) Deadline for the submission of proposals

5:00 p.m. 31th August, 2007

(3) Contact information

General Affairs Division, Akita Prefectural Board of Education 3-1-1 Sanno, Akita City.

Akita Prefecture 010-8580, Japan TEL 018-860-5122

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十九年七月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 特定役務の名称及び数量

秋田県教育委員会IT化システム調達監理委託業務

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

教育庁総務課 秋田市山王四丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十九年六月一日

四 随意契約の相手方の住所及び氏名又は名称

東京都渋谷区代々木二丁目二番一号 小田急サザンタワー

五 随意契約に係る契約金額

三千二百五十五万円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 特例政令第七条の規定による公示を行った日

平成十九年三月九日

八 随意契約による場合にはその理由

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第二号に該当

人事委員会公告

平成19年度秋田県職員採用試験公告

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成19年7月13日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 股

1 試験の種類及び程度

短大卒業程度試験

高校卒業程度試験

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容

短大	保健師	1	知事部局の課又は地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事します。
大	看護師	15	
卒業	診療放射線技師	3	太平療育園、脳血管研究センター、リハビリテーション・精神医療センター等に勤務して専門的技術業務に従事します。
業	理学療法士	18	
程	作業療法士	17	
度	学校栄養士	5	小学校、中学校又は県立学校に勤務して専門的技術業務に従事します。
高	一般事務	1	知事部局又は教育庁の課又は地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事します。
校	警察事務	7	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事します。
卒業	警察事務		
程			
度			

3 給与
給与
初任給(平成19年4月1日現在)は原則として次のとおり支給される。

試験区分	給料表の種類	職務の級及び		給料月額
		号給	号給	
保健師	医療職給料表	2級5号給	2級11号給	186,700円～198,800円
		2級1号給	2級5号給	178,300円～186,700円
看護師	医療職給料表(三)	2級1号給	2級5号給	178,300円～186,700円
		2級17号給	2級1号給	165,000円～176,100円
診療放射線技師	医療職給料表(二)	1級17号給	2級1号給	165,000円～176,100円
		1級17号給	2級1号給	165,000円～176,100円
理学療法士	医療職給料表(二)	1級17号給	2級1号給	165,000円～176,100円

度	作 業 療 法 士			
	学 校 栄 養 士	1級11号給～ 2級1号給	154,200円～ 176,100円	
高 校 卒 業 程 度	全職種	行政職 給料表	1級5号給	138,400円

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格
次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者(短大卒業程度試験を除く。この場合、外国籍の者で就職が制限される在留資格の者は受験できない。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は受験できない。

- (1) 短大卒業程度試験
 - ア 保健師、診療放射線技師、理学療法士及び作業療法士
昭和55年4月2日以降に生まれた者であって、受験を希望する各試験区分の免許を有するもの又は平成19年度中に実施する国家試験で同免許を取得する見込みのものが受験できる。
 - イ 看護師
昭和47年4月2日以降に生まれた者であって、看護師の免許を有するもの又は平成19年度中に実施する看護師国家試験で看護師の免許を取得する見込みのものが受験できる。
 - ウ 学校栄養士
昭和55年4月2日以降に生まれた者であって、栄養士の免許を有するもの又は平成20年3月31日までに同免許を取得する見込みのものが受験できる。
 - (2) 高校卒業程度試験
昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者が受験できる。
- ただし、学校教育法による大学(短期大学を含む。)若しくは高等専門学校を卒業した者若しくは平成20年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。
- 5 試験の実施日、場所、方法等
 - (1) 第1次試験

ア 実施日
平成19年9月23日(日)

イ 場所
ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地1
仙台市被災復興記念館 宮城県仙台市青葉区大町2丁目
12番1号
なお、理学療法士及び作業療法士のみ仙台市被災復興記念館でも実施する。

ウ 方法

短大卒業程度試験については、短期大学卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「学校栄養士」以外は専門試験を行わない。

高校卒業程度試験については、高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験を行う。

短大卒業程度試験、高校卒業程度試験ともに作文試験の評定は、第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成19年9月28日(金)に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日(予定)
平成19年10月16日(火)及び
10月下旬から11月上旬

イ 場所 秋田市

ウ 方法
第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成19年11月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登録され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、短大卒業程度試験の最終合格者で各試験区分ごとの受験資格に定める免許を取得する見込みの者が、「保健師」、「看護師」、「診療放射線技師」、「理学療法士」及び「作業療法士」については平成19年度中に実施する国家試

験で当該免許を取得できなかった場合及び「学校栄養士」で栄養士の免許を平成20年3月31日までに取得できなかった場合は、それらの者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 予定時期

原則として平成20年4月以降とする。ただし、短大卒業程度「看護師」で看護師の免許を有する者については、平成20年1月以降に採用される場合がある。

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1F総合案内窓口、秋田県総合生活文化会館(アトリオツ)1Fインフォメーション、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成19年7月13日(金)から同年8月3日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成19年7月13日(金)から同月27日(金)までの午前8時30分から午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成19年8月3日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成19年度秋田県職員採用試験公告

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。
平成19年7月13日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

1 試験の種類及び程度

大学卒業程度試験(職務経験者採用)

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定 人員(人)	職 務 内 容
行 政	1	知事部局又は教育庁の課又は地方機関等に勤務して行政事務又は学校事務に従事します。

3 給与

初任給は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、経歴その他の事項を勘案の上決定する。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤労手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。ただし、日本の国籍を有しない者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者及び現に秋田県職員である者は、受験できない。

(1) 昭和48年4月2日から昭和53年4月1日まで生まれたい者

(2) 民間企業等における職務経験年数（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法に規定するすべての公務員をいう。）としての職務経験年数を除く。）が5年以上ある者（平成20年3月31日までに5年に達する者を含む。）

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日 平成19年10月14日（日）

イ 場所

秋田県庁第2庁舎大会議室 秋田市山王3丁目1番1号
都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

ウ 方法

大学卒業程度の教養試験及び論文試験を行う。また、論文試験の評価は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成19年10月19日（金）に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

平成19年11月中旬

イ 場所 秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成19年11月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、民間企業等における職務経験年数が平成20年3月31日までに5年に達する見込みの最終合格者で、平成20年3月31日までに職務経験年数が5年に達することができなかったものは、採用候補者名簿から削除される。

(2) 予定時期

平成20年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、秋田県総合生活文化会館（アトリオン）1Fインフォメーション、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日及び祝日を除き、平成19年7月13日（金）から同年8月3日（金）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成19年7月13日（金）から同月27日（金）までの午前8時30分から午後5時までに限り受け付ける。なお、郵送による申込みは、平成19年8月3日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委

員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253）に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成19年度秋田県職員採用試験公告

人事委員会規則4ー5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成19年7月13日

秋田県人事委員長 加賀谷 殷

1 試験の種類及び程度

高校卒業程度試験（身体障害者採用）

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定 人員(人)	職 務 内 容
一 般 事 務	1	知事部局又は教育庁の課又は地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事します。

3 給与

初任給（平成19年4月1日現在）は原則として行政職給料表1級5号給～21号給（月額138,400円～月額159,700円）が支給され、このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤労手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のすべての要件を満たす者が受験できる。

(1) 昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません。）

(2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級の者

(3) 自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能なる者

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成19年9月16日（日）

- イ 場所 秋田県議会大会議室 (秋田市山王4丁目1-1)
- ウ 方法 高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験を行う。ただし、作文試験の評価は第2次試験で行う。
- エ 合格者の発表 平成19年9月21日(金)に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
- (2) 第2次試験
- ア 実施日(予定) 平成19年10月中旬
- イ 場所 秋田市
- ウ 方法 第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。
- (3) 資格調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。
- (4) 最終合格者の発表 平成19年10月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
- 6 採用の方法及び予定時期
 - (1) 方法 最終合格者は、採用候補者名簿に記載され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。
 - (2) 予定時期 平成20年4月以降
- 7 受験手続
 - (1) 受験申込書の交付 秋田県人事委員会事務局、県庁1F総合案内窓口、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)1Fインフォメーション、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所において交付する。
 - (2) 受験の申込み 受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。
 - (3) 申込受付期間 日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成19年7月13日(金)から同年8月3日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申

込の受付は、平成19年7月13日(金)から同月27日(金)までの午前8時30分から午後5時までに限り受け付ける。なお、郵送による申込みは、平成19年8月3日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

8 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。
- (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成19年度警察官採用試験公告

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。
平成19年7月13日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 股

- 1 試験の種類、区分及び実施機関
 - (1) 種類 平成19年度警察官採用試験
 - (2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官B	秋田県、千葉県及び神奈川県各人事委員会並びに警視庁
女性警察官B	秋田県人事委員会

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員(人)		
		秋田県	千葉県	神奈川県
警察官B	高等学校卒業程度	35	2	2
女性警察官B	高等学校卒業程度	4		

- ※ 警察官Bの受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県を第2志望とすることはできない。
- 3 職務内容及び給与

- (1) 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。
- (2) 初任給(平成19年4月1日現在の秋田県の例)

給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
公安職給料表	1級1号給	156,200円

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤続手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別
警察官B	千葉県 神奈川県	昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性
		昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性
女性警察官B	秋田県	昭和52年9月17日から平成2年4月1日までに生まれた男性
		昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた女性

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成20年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると人事委員会が認める者
- 5 試験の実施日、場所、方法等
 - (1) 第1次試験 ア 実施日、場所、方法

実施日	場 所	試験の方法
平成19年9月15日(土)	秋田県警察学校(秋田市新屋勝平台9-2)	体力検査
平成19年9月16日(日)	秋田県庁正庁(秋田市山王4丁目1-1)	高校卒業程度の教養試験及び作文試験
	秋田県庁第2庁舎大会議室(秋田市山王3丁目1-1)	※上記いずれかの会場で実施する。(詳細は受験票を返送の際に知らせる。)

イ 合格者の発表

- (ウ) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
平成19年10月5日(金)に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
- (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
平成19年11月中旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。
- (2) 第2次試験
- ア 実施日(予定)
- (ウ) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
平成19年10月中旬から11月上旬
- (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
平成19年11月下旬
- イ 場所 秋田市
- ウ 方法
- (ウ) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体検査を行う。
- (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査等を行う。
- (3) 資格調査
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

(ウ) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
平成19年11月下旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
平成20年2月上旬以降に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、秋田県警察官B及び秋田県女性警察官B採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官B採用候補者名簿に記載され、当該都県の警視總監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視總監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 予定時期

平成20年4月1日

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1F総合案内窓口、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)1Fインフォメーション、各地域振興局総務企画課、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に持参すること。なお、郵送若しくは電子申請・届出サービスにより提出する場合は、警察本部警務課に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成19年7月13日(金)から同年8月3日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成19年7月13日(金)から同月27日(金)までの午前8時30分から午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成19年8月3日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)、秋田県警察本部警務課(秋田市山王四丁目

1番5号 電話018(863)1111 内線2623～2624)又は県内の各警察署に行うこと。
(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄